

[019]生活体験学習研究表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/4763160>

出版情報：生活体験学習研究. 19, 2019-07-31. 日本生活体験学習学会
バージョン：
権利関係：



日本生活体験学習学会年報・学会誌編集規定

2009（平成21）年1月24日 一部改正

2012（平成24）年1月28日 一部改正

2015（平成27）年2月1日 一部改正

2016（平成28）年9月10日 一部改正

第1条 日本生活体験学習学会は、年報と学会誌を発行する。

第2条 年報には、生活体験学習に関する多様な実践研究と理論研究等を掲載する。その目的は生活体験学習実践・研究の拡大・深化に資するものとし、広く会員外にも頒布する。また学会誌は会員の研究活動および学会ならびに本学会の動向等に関する原稿を掲載し、会員に配布する。

第3条 年報・学会誌に関する原稿は次の内容とする。

- (1) 自由投稿実践研究論文
- (2) 自由投稿理論研究論文
- (3) 依頼実践研究論文
- (4) 依頼理論研究論文
- (5) 研究ノート、書評、図書紹介、資料紹介
- (6) その他、生活体験学習に関する国内外の動向についてのニュース
- (7) 学会の会務報告

第4条 学会誌に投稿する論文の内、自由投稿実践研究論文ならびに自由投稿理論研究論文は、著者全員が当該年度までの会費を完納した本学会員であることを要する。ただし、年報に関してはこの限りではない。

第5条 年報・学会誌に原稿を掲載しようとする者は、所定の執筆要項に従い、編集事務局に送付する。

第6条 年報・学会誌編集委員会は理事会の議を経て会長が委嘱する。

第7条 年報・学会誌編集委員会は4名程度の委員によって構成され、委員長、副委員長各1名を置く。委員長、副委員長の選考は委員の互選によって行う。

第8条 第3条の(1)(2)の原稿の掲載にあたっては、年報・学会誌編集委員会が審査にあたる。その際、編集委員会はそれぞれの原稿について査読者を2名指名し、評価を依頼する。評価は、採択、修正採択、不採択に分けられる。なお、査読について評価が分かれた場合は、編集委員会の責任でその採否を決定する。尚、(3)(4)(5)の掲載については、編集委員会が依頼する。

第9条 年報・学会誌の編集は、学会理事会責任の下で年報・学会誌編集委員会の審議を経て決定する。ただし原稿掲載の公平を期するため、審査は無記名の原稿で行う。

第10条 投稿論文のうち、掲載が決定したものについては、一律5,000円の掲載料を徴収する。掲載決定通知に同封する口座振込み用紙で、期限までに振込みを行う。

2. 期限までに掲載料の納入が確認されない場合は、掲載の意思がないものとみなし、年報・学会誌編集委員会の判断により、原稿の掲載を取りやめることができる。

第11条 年報・学会誌は当該年度の会費を納入した会員に配布する。

第12条 年報・学会誌の編集事務は、日本生活体験学習学会事務局が行う。

（附則）

本規定は、2000（平成12）年3月18日より施行する。

●執筆要項

『生活体験学習研究』年報・学会誌に投稿する論文は、次の要項に従うものとする。

1. 執筆者は、日本生活体験学習学会の会員または依頼されたものであること。
2. 論文原稿は横書きとし、次の点を厳守すること。
 - (1) 本文、図、表、注、引用文献を含めて400字詰め原稿用紙40枚以内とする。ワープロ使用の場合は、A4版（40字×30行）とする。
 - (2) 図・表は本誌にあわせて字数に換算する。また、注、引用文献は、1字1マス（欧文は2字1マス）とする。
 - (3) 図、表は論文原稿末尾に貼付し、本文中には挿入すべき箇所を指定する。
 - (4) 「拙書」「拙稿」など投稿者名が判明するような表現は避ける（投稿原稿はレフリー制としているため）。
3. 論文は未発表のもので、かつ内容がオリジナルなものであること。ただし、口頭発表及びその配布資料はこの限りではない。
4. 注（引用文献を含む）は文中の該当箇所に、(1)(2)…と表記し、論文原稿末尾にまとめて記載すること。または本文中に表示する。
5. 引用文献の提示方法は、原則として次の形式に従うこと。
 - (1) 本文中では、次のように表示する。

「しかし、有田（2000）も強調しているように…」

「…という調査結果もある（Chiba, M. 1999, Honda 1990a）。」

「デュルケームによれば『…ではない。』（Durkheim, E. 1925）」
 - (2) 同一著書の同一年の文献については（Honda 1990a, 1990b）のように a、b、c…を付ける。
 - (3) 引用文献は、邦文・欧文を含めて、最後に列挙する。または、本文中に番号を付し、最後の注の後にまとめて記載する。
6. 投稿原稿の締め切り日は1月31日とする。

なお、投稿スケジュールの変更等に伴い締め切り日の変更がある場合については、事前に事務局より会員に通知する。
7. 投稿論文の送付物は以下の通りとする。

本文中では、次のように表示する。

 - (1) 投稿論文正本（論文題目、名前、所属機関名、連絡先〔郵便番号を含む〕を記載する）1部
 - (2) 投稿論文コピー（名前、所属機関名、連絡先を記載しない）3部
 - (3) 要旨1部

編集規定第3条の(1)(2)の原稿については、日本語と英文で論文題目、執筆者名、所属機関名を記載した200words程度の英文要旨または400字程度の日本語要旨をつける。

 - (4) 要旨（400～600字以内、名前、所属機関名、連絡先を記載しない）3部
 - (5) 上記の(1)～(4)を保存した記録用メディア（CD、USBメモリ等）1部

なお、送付物に不備のある場合は受理しない。

但し、依頼論文は上記の(1)(3)(5)を各1部送付する。
8. 原稿は返却しない。
9. 執筆者による校正は初稿までとする。発行の費用に関して必要な場合、執筆者がするものとする。抜刷りは執筆者負担とする。
10. 送付物の宛先
〒870-1192 大分県大分市大字旦野原700 大分大学教育学部永田研究室内
日本生活体験学習学会事務局 TEL/FAX 097-554-7559（研究室） E-mail info@seikatsu-t.org
11. この執筆要項は、2016（平成28）年9月9日の理事会により決定したものである。